

社会福祉法人秩父市社会福祉事業団 給食業務委託仕様書

【一般的事項】

1. 用語の意義

この仕様書においては「甲」とは委託者をいい「乙」とは受託者をいう。

2. 業務場所

- (1) 埼玉県秩父市蒔田1977番地 ほのぼのマイタウン内
- | | | |
|------------------|------|------|
| 秩父市特別養護老人ホーム 偕楽苑 | 入所 | 100名 |
| | 短期入所 | 20名 |
| 秩父市立養護老人ホーム 長寿荘 | 入所 | 50名 |
| 蒔田デイサービスセンター | 定員 | 35名 |
- (2) 埼玉県秩父市栃谷369番地1 高篠福祉交流センター内
- | | | |
|-----------------|----|-----|
| 秩父市高篠デイサービスセンター | 定員 | 33名 |
|-----------------|----|-----|
- (3) 埼玉県秩父市寺尾717番地外 (仮称) 多機能型福祉施設内
- | | | |
|----------------------|----|-------------|
| 高齢者デイサービスセンター | 定員 | 35名 |
| 生活介護事業所 | 定員 | 25名 |
| 児童発達支援事業所 | 定員 | 10名+保護者 |
| 放課後等デイサービス | 定員 | 20名(長期休業日等) |
| 秩父市上吉田デイサービスセンター | 定員 | 18名(配送) |
| 秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑 | 定員 | 20名(配送) |

【食事状況】

1. 食事の位置づけ

栄養ケア・マネジメントや入所者の嗜好に考慮し、個々のニーズに合った食事を提供する。内科医師からの指示による療養食等の対応や歯科医師との連携による食事の取り組みも積極的に行う。

2. 献立

- (1) 利用者の嗜好を満たし、喜ばれる食事を提供する。
- (2) 献立は、甲乙協議のうえ作成する。
旬の食材を使用し、利用者に喜ばれる内容にする。リクエストメニューは、随時献立に組み入れる。
- (3) 各事業所とも季節の行事食を提供する。また、月1回程度、乙による食事イベントを実施する。
- (4) ほのぼのマイタウンは共通の献立を使用する。
- (5) (仮称) 多機能型福祉施設、高篠デイサービスセンターは共通の献立を使用する。

(6) 献立作成時、毎食につき原価計算し提示する。

(7) その他、現状の献立内容を継続する。

3. 食事形態

(1) 主食は米飯、軟飯、全粥、かゆペースト

(2) 副食は普通食、普通きざみ食、軟菜食、軟菜きざみ食、軟菜きざみとろみがけ、ソフト食、ペースト食

※軟菜食は歯茎でつぶせる柔らかさの形態とする。

※その他、利用者による個別対応あり。

4. 特別食

医師から食事箋が出された場合や血液検査結果等により特別食を用意する。

(1) 糖尿病食

1 2 0 0 k cal、1 4 0 0 k cal、1 6 0 0 k cal、2 0 0 0 k cal の4種類

(2) 減塩食

塩分6～7 g 制限

汁物濃度や量の調節、減塩調味料の使用、副食内容の変更を行う

(3) 貧血食

鉄18 mg 以上

サプリメントを使用

(4) 胃潰瘍食

1 3 0 0 k cal

消化が良く胃に負担がかからないもの、食材や料理工程の変更を行う

(5) 脂質異常症食

1 4 0 0 k cal、脂質30 g

調理工程の変更を行う

(6) 腎臓病食

1 6 0 0 k cal、たんぱく質30 g、塩分5～6 g

カリウム制限や水分制限の有無については医師の食事箋に基づく

(7) 経管栄養

胃ろう剤は施設購入

5. 食数

(1) 秩父市特別養護老人ホーム偕楽苑（利用者 100名）【朝・昼・夕】

米飯・軟菜食	20食	全粥・軟菜食	5食
--------	-----	--------	----

米飯・軟菜きざみ食	20食	全粥・軟菜きざみ食	35食
-----------	-----	-----------	-----

ソフト・ペースト食	8食	減塩食	8食
-----------	----	-----	----

糖尿病食	4食		
------	----	--	--

- (2) 秩父市特別養護老人ホーム偕楽苑 短期入所 (利用者 20名) 【朝・昼・夕】
- | | | | |
|-----------|-----|--------|----|
| 米飯・軟菜食 | 15食 | 全粥・軟菜食 | 2食 |
| 全粥・軟菜きざみ食 | 3食 | | |
- (3) 秩父市立養護老人ホーム長寿荘 (入所者 50名) 【朝・昼・夕】
- | | | | |
|-----------|-----|-----------|----|
| 普通食 | 18食 | 全粥食 | 4食 |
| 米飯・普通きざみ食 | 2食 | 全粥・普通きざみ食 | 4食 |
| ソフト・ペースト食 | 1食 | 糖尿病食 | 8食 |
| 減塩食 | 10食 | 脂質異常症食 | 3食 |
- (4) 蒔田デイサービスセンター (利用者 35名) 【昼・おやつ】
- | | | | |
|-----------|-----|---------|----|
| 普通食 | 24食 | 全粥食 | 2食 |
| 米飯・きざみ食 | 2食 | 全粥・きざみ食 | 4食 |
| ソフト・ペースト食 | 1食 | 減塩食 | 2食 |
- (5) 秩父市高篠デイサービスセンター (利用者 33名) 【昼・おやつ】
- | | | | |
|-----------|-----|---------|----|
| 普通食 | 23食 | 全粥食 | 4食 |
| 米飯・きざみ食 | 1食 | 全粥・キザミ食 | 2食 |
| ソフト・ペースト食 | 1食 | 糖尿病食 | 1食 |
| 腎臓病食 | 1食 | | |
- (6) 高齢者デイサービスセンター (利用者 35名) 【昼・おやつ】
- | | | | |
|-----|-----|--|--|
| 普通食 | 35食 | | |
|-----|-----|--|--|
- (7) 生活介護事業所 (利用者 25名) 【昼・おやつ】
- | | | | |
|-----------|----|---------|-----|
| 普通食 | 5食 | 全粥・きざみ食 | 14食 |
| ソフト・ペースト食 | 5食 | 胃ろう | 1食 |
- (8) 児童発達支援事業所 (利用者 10名+保護者) 【昼】
- | | | | |
|-----|-----|--|--|
| 普通食 | 10食 | | |
|-----|-----|--|--|
- (9) 放課後等デイサービス (利用者 20名 長期休業日等) 【昼・おやつ】
- | | | | |
|-----|-----|--|--|
| 普通食 | 20食 | | |
|-----|-----|--|--|
- (10) 秩父市上吉田デイサービスセンター (利用者 18名) 【昼・おやつ】
- | | | | |
|---------|-----|-----|----|
| 普通食 | 15食 | 全粥食 | 1食 |
| 全粥・きざみ食 | 2食 | | |
- (11) 秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑 (入居者 20名) 【昼・おやつ】
- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 普通食 | 19食 | 全粥食 | 1食 |
|-----|-----|-----|----|
- (12) 職員
- | | | |
|-----------------|----|-----|
| 秩父市特別養護老人ホーム偕楽苑 | 昼食 | 16食 |
| | 夕食 | 2食 |
| 秩父市立養護老人ホーム長寿荘 | 朝食 | 1食 |
| | 昼食 | 2食 |
| | 夕食 | 0食 |

蒔田デイサービスセンター	昼食	2食
秩父市高篠デイサービスセンター	昼食	10食
秩父市上吉田デイサービスセンター	昼食	2食
秩父市立上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑	昼食	1食
高齢者デイサービスセンター	昼食	5食
生活介護事業所	昼食	5食
児童発達支援事業所	昼食	5食
放課後等デイサービス	昼食	3食

6. 配膳方法

(1) ほのぼのマイタウン

- ① 偕楽苑、長寿荘は、乙が厨房で中央配膳し温冷配膳車にて各フロアへ移動する。
- ② 蒔田デイサービスセンターは、乙がカムカートにて上膳し、甲がフロア配膳する。
- ③ 職員食は、厨房で盛り付け職員食堂内の温蔵庫および冷蔵ショーケースにて保管する。

(2) 高篠デイサービスセンター

- ① 厨房より直接配膳する。

(3) (仮称) 多機能型福祉施設

- ① 高齢者デイサービスセンター、生活介護事業所、児童発達支援事業所は、乙が厨房で中央配膳し温冷配膳車にて各フロアへ移動する。
- ② 放課後等デイサービスは、乙がカムカートにて上膳し、甲がフロア配膳する。
- ③ 上吉田デイサービスセンター、吉祥苑（職員食含む）は、乙が専用食器に入れ、甲が公用車を使用して配送する。到着後、甲が配膳する。

7. 食事時間

	配膳時間	下膳時間	備考
朝食	7時30分	9時00分	※上吉田デイ・吉祥苑の昼食は、11時15分出発する。
昼食	11時50分	13時00分	
おやつ	14時45分	15時30分	
夕食	17時50分	19時00分	

- (1) 行事日の昼食は、上膳時間が15分から30分程度早くなることもある。
- (2) 看取り介護の利用者の夕食上膳時間は17時とする。(偕楽苑)
- (3) 体調不良の利用者や摂食・嚥下障害のある利用者（各フロア5名程度）は、ゆっくり食べられるよう夕食上膳時間は17時15分とする。(偕楽苑)

8. 給食管理

献立表は事業所内で作成し、献立表および必要書類関係は、コンピューターにより管理する。

9. 食材購入業者

原則として、現在取引している業者と引き続き契約する。

10. 食材費

- (1) 食材単価をフルに活用する。
- (2) 体調に応じ栄養補助食品を付加するが、利用者個人の負担ではなく食材費とする。
- (3) とりみ剤やお茶も食材費とする。
- (4) 行事で使用する材料も食材費とする。単価は高くなるが、契約単価以上は支払わない。月単位または年度内で金額を調整する。
ただし、施設購入が必要と認められる場合はこの限りではない。
- (5) 乙も施設の食事を喫食する場合は事前に甲に申し込む。1ヶ月ごとに実食数の金額を甲に支払う。

11. 検食

- (1) ほのぼのマイタウンは2食分用意する（栄養士及び事務所・介護職員）
- (2) 高篠デイサービス、多機能型福祉施設はそれぞれ1食分用意する（介護職員）
- (3) 食費の請求はしない。

12. その他

- (1) 厨房機器や温冷配膳車、食器類の取り扱いは十分に注意する。
破損が生じた場合は速やかに報告書を提出する。なお、不用意な取り扱いにて破損したと認められる場合は、乙がその責任を負う。
- (2) 災害等の非常事態が発生した場合、体制を甲乙で確認する。
- (3) 特別な追加業務については、その都度、甲乙協議の上遂行する。
- (4) 現給食業務委託契約業者と選考業者が相違した場合は、給食業務委託事業を円滑に行うため引き継ぎを確実にを行う。